追加募集

安心・安全・地域の支え合い体制づくり支援事業募集要領

【対象事業年度:平成23年度(2011年度)】 静岡県共同募金会

1. 対象団体

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、小地域活動団体(町内会自治会を含む)、 特定非営利活動法人など、社会福祉活動を行う民間の非営利団体・グループとする。(法人格 の有無は問いません。)なお、既に23年7月20日付で決定を受けた団体を除く。

2. 対象事業

- (1) 地域のネットワークづくり活動(例:町内会支え合いチームづくり、防犯パトロール活動、災害時要援護者のための体制づくり、避難所運営訓練事業、災害機材整備など)
- (2) 在宅福祉活動(例:声かけ訪問活動、食事サービス事業、子育て支援事業、車椅子の 貸出、高齢者サロン事業、子どもの遊び場の整備(遊具設備の整備)など)
- (3) 人材養成(例:傾聴ボランティア等の養成研修会、介護教室など)
- (4) 調査活動(例:一人暮らしの高齢者や災害時要援護者マップ調査、)
- (5) 啓発活動(例:防犯講習会、交通安全教室、悪質商法被害防止研修会等)
- ※<対象外>・広報紙の発行は対象外
 - ・交流活動は対象外とする。
 - ・個人支給の備品、消耗品(ヘルメット、食料品など)は対象外とする。
 - ・団体の経常経費は対象外とする。
 - 事務機器、デジタルカメラ (ムービー) など持ち運んで使用する精密機器
 - ・慰問活動に必要な機器
 - ・公営の建物(公民館・学校など)を活動拠点としている場合の建物と一体 となる設備並びに公営施設の常設の設備備品
- 3. 事業実施年度

平成23年度(平成23年11月~平成24年3月31日)までに実施する事業。

- 4. 助成基準
 - (1) 助成総額 1,200万円
 - (2) 助 成 率 90%以内(千円未満切捨)
 - (3) 助成額の上限 ①事 業 費:20万円 ②機器整備費:30万円
 - (4) 連年連続で助成を受け助成金累計額が100万円に達した対象団体は、助成対象外とする。
- 5. 受付期間 平成23年8月1日(月)~平成23年8月31日(水)
- 6. 申請窓口及び審査
 - (1) (福)静岡県共同募金会へ1部提出すること。
 - (2) 本会は配分委員会で審査し、理事会で決定する。
- 7. 助成金の決定 平成23年10月中旬に通知
- 8. 助成条件(要確認事項)

平成23年度静岡県共同募金会助成要綱(IX助成の条件)による。

- (1) 機器整備の場合
- (2) 事業費の場合
- 9. その他、本要領にない項目は平成23年度静岡県共同募金会助成要綱による。

(福)静岡県共同募金会 TEL054-254-5212〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号シズウェル 4 階

"赤い羽根"

平成23年度 静岡県共同募金会助成要綱 抜粋

(福) 静岡県共同募金会 静岡市葵区駿府町1-70 Tel054-254-5212

I. 助成対象事業

社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。但し次の各号の一に該当するものは助成対象から除外する。

- 1 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- 2 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- 3 経営の基礎、管理等が不十分で地域住民から信頼されていないもの
- 4 営利を目的とするもの
- 5 活動の内容や財務内容を開示しないもの
- 6 介護保険事業

(※中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金を除く。)

- 7 活動開始後1年未満のもの
- 8 法令に基づいて認可される条件を備えていながら、あえて認可を受けていないもの
- 9 国または地方公共団体が設置または経営(委託経営を含む)し、その責任に属するとみなされるもの
- 10 共同募金の助成を受けた後、1年を経過しない間に寄付金の募集をしたもの
- 11 国または地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分
- 12 負債整理のための助成を希望するもの
- 13 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

Ⅱ. 助成原則

- 1. 本会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
- 2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、一部自己負担を必要とする。
- 3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
- 4. 本会は、共同募金、共同募金以外の寄付金及び各種民間資金(NHK歳末たすけあい義援金、中央競馬馬主社会福祉財団助成金、公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金等)を総合調整し助成する。
- 5. 共同募金を多くの事業者に利用いただくために、同一事業に対する助成は、最長 5 年間又は 5 回を原則とする。

Ⅲ. 募集区分 → 追加募集要領へ

IV. 受付期間 → 追加募集要領へ

V. 助成審査の流れ

- 1. 市町共同募金委員会は、意見書を添付して別に定める期日までに、静岡県共同募金会へ提出する。
- 2. 提出された助成申請書は、事務局においてその内容を点検調査し、配分委員会に提出する。
- 3. 配分委員は、申請内容について必要性、緊急性などを審査し、理事会で助成を決定する。 なお、必要に応じて、実地調査及び申請者に配分委員会への出席を求め、申請内容につい て説明を求める場合がある。

VI. 助成金の決定時期 → 追加募集要領へ

WI. 助成金の交付方法

1. 事業費(前払い)

「交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。

「実施報告書」を事業完了後1か月以内に提出させ、助成金の精算を行う。

2. 機器整備費等(精算払い)

機器を整備し「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受けて、原則その全額を一括交付する。ただし、内容を事務局で審査の上、必要に応じて現場確認を実施する。

WII. 助成の変更取消

助成の決定後に、事業の変更・中止等がなされた場合には、助成金を減額、取消し、又は 返還させるものとする。

なお、助成率を上回る助成は行わない。

IX. 助成の条件

- 1. 機器整備の場合
 - ①使途指定内容以外の経費に使用しない。
 - ②上記に反し、または事業が不振の場合は、助成金の一部または全額の返還となる。
 - ③内容や総額の変更は、事前承認を要する。
 - ④総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される。
 - ⑤助成標示
 - ア 「赤い羽根シール」貼付
 - イ 「共同募金受配施設」プレート設置:施設門扉、外壁等に設置
 - ウ 「助成状況一覧」提示:助成歴を受付等に掲示
 - エ 上記標示が分かる写真で共同募金会に提出する。
 - ⑥助成事業の広報を行う。
 - ア 「ありがとうメッセージ」作成:共同募金会ホームページ等公開用
 - イ 「お知らせ回覧版」作成周知:活動地域(学区・自治会)や活動先に回覧配布
 - ウ 自らの会報誌・ホームページ等への掲載
 - エ ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載する。
 - オ 広報用写真は、使用している様子が分かるもの、共同募金会にも提出。
 - ⑦経理処理
 - ア 社会福祉法人は、会計基準による。
 - イ 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。
 - ⑧助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。

2. 事業費の場合

- ①使途指定内容以外の経費に使用しない。
- ②上記に反し、または事業が不振な場合は、助成金の一部または全額の返還となる。
- ③内容や総額の変更は、事前承認を要する。
- ④総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される。
- ⑤実施年度の指定日までに請求し、年度中に完了する。
- ⑥請求がない場合は取消となる。
- ⑦年度終了後1カ月以内に精算報告する。
- ⑧助成標示
 - ア 「赤い羽根助成事業」明記:事業名に冠し、すべての資料に明記。
 - イ 上記資料はすべて提出する。

- ウ 上記標示が分かる写真で共同募金会に提出する。
- ⑨助成事業の広報を行う。
 - ア 「ありがとうメッセージ」作成:共同募金会ホームページ等公開用。
 - イ 「お知らせ回覧版」作成周知:活動地域(学区・自治会)や活動先に回覧配布。
 - ウ 自らの会報誌・ホームページ等への掲載。
 - エ ホームページに共同募金会とのリンクのバナーを掲載する。
 - オ 広報用写真は、使用している様子が分かるもの。共同募金会にも提出。

10経理処理

- ア 社会福祉法人は、会計基準による。
- イ 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける。
- ⑪助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する。

X. 助成物件の管理期間等

助成金により取得した物件の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。

なお、活動の継続が困難な状況になった場合には、助成金により取得した物件は、本会に 相談の上、類似の活動団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等)に寄贈すること。

XI. その他の資金

1. 使途指定寄付金の助成(受付随時)

寄付者が使途を指定した寄付金の取扱については、「共同募金以外の寄附金取扱規程」による。

2. 各種民間資金

下記の各種民間資金の取扱については、それぞれの募集要項による。

- ①NHK歳末たすけあい義援金
- ②公益信託「小川忠孝老人福祉基金」助成金
- ③中央競馬馬主社会福祉財団助成金(推薦業務)